

# 現在生じている現象について（過小賦課の場合）

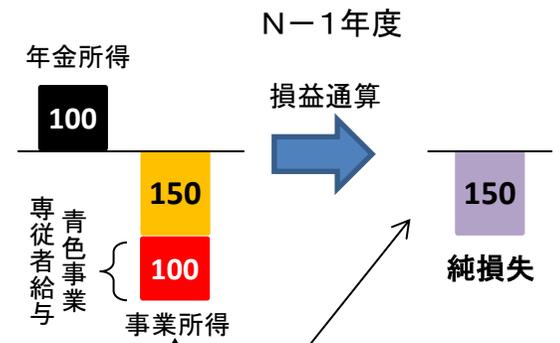
- 軽減判定を行う所得を計算する上では、純損失の金額は税法のルールとは異なるルールを用いる必要がある。
- 標準システムでは、軽減判定用の純損失の金額ではなく、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」を使用した。

青色事業を行う世帯主と後期高齢者医療の被保険者(青色事業専従者給与のみ)の世帯の例

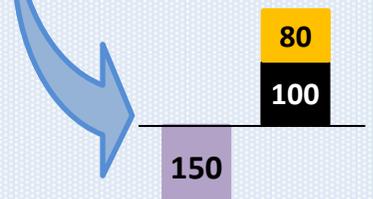
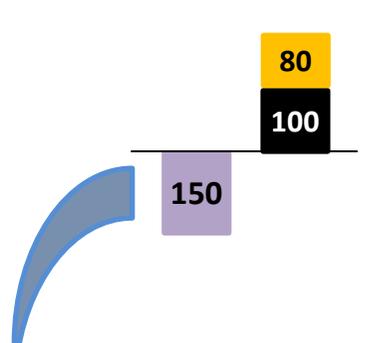
(数値は万円)

税法上の計算

軽減判定上の計算



青色専従者給与※などの取扱いが異なるため、純損失額が異なる。



N年度に青色事業専従者給与が発生せず、事業所得もプラスとなっているケース。年金所得100、事業所得80から、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」は150となる。

軽減判定上の所得

30

誤って

8.5割軽減

と判定

軽減判定上の所得

130

正しくは

軽減なし

となる

翌年度へ繰越

※ 青色専従者給与は、世帯内での金銭の移動に過ぎず、世帯全体としての負担能力に変化はないため、保険料の軽減判定の上では必要経費として扱わない。

# 現在生じている現象について（過大賦課の場合）

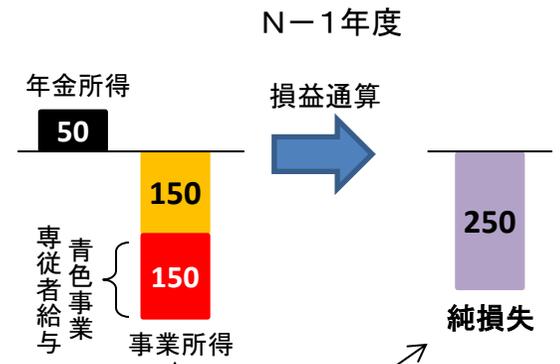
- 軽減判定を行う所得を計算する上では、純損失の金額は税法のルールとは異なるルールを用いる必要がある。
- 標準システムでは、軽減判定用の純損失の金額ではなく、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」を使用した。

青色事業を行う世帯主と後期高齢者医療の被保険者(青色事業専従者給与のみ)の世帯の例

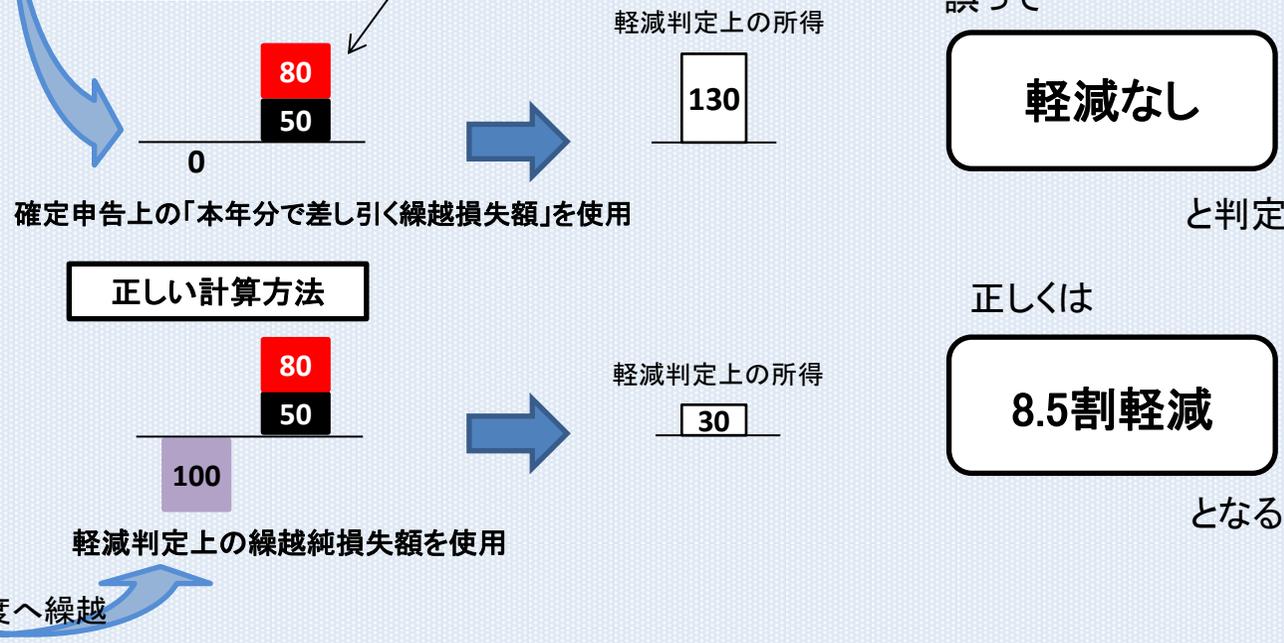
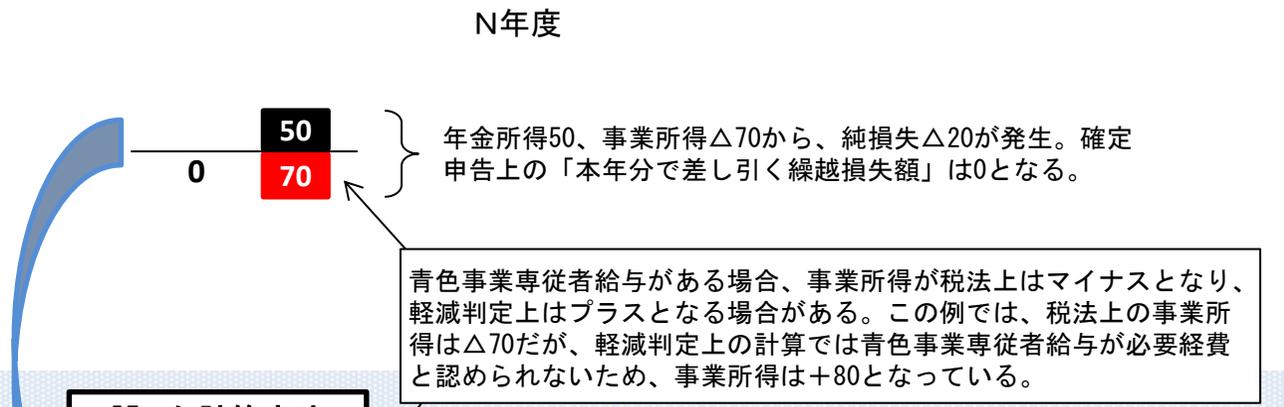
(数値は万円)

税法上の計算

軽減判定上の計算



青色専従者給与※などの取扱いが異なるため、純損失額が異なる。



※ 青色専従者給与は、世帯内での金銭の移動に過ぎず、世帯全体としての負担能力に変化はないため、保険料の軽減判定の上では必要経費として扱わない。